

令和7年度秋田県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実施計画

秋田県のポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）の処理を確実にかつ適正に実施するため、「秋田県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）」及び「北海道PCB廃棄物処理事業におけるPCB廃棄物の搬入者等に対する指導等の方針（平成19年1月決定。以下「指導等方針」という。）」に基づき、令和7年度秋田県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実施計画を次のとおり定めます。

第1 処理対象PCB廃棄物

（1）高濃度PCB廃棄物

中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）北海道PCB廃棄物処理事業において、高濃度PCB廃棄物を処理します。

【当初施設処理対象物】

変圧器類	PCBを使用した高圧変圧器、低圧変圧器、リアクトル、計器用変成器、放電コイル及び整流器等で3kg以上のもの
コンデンサー類	PCBを使用した高圧コンデンサー、低圧コンデンサー及びサージアブソーバで3kg以上のもの
PCB油類	廃PCB及びPCBを含む廃油

【増設施設処理対象物】

安定器・汚染物等	PCBを使用した照明器具用安定器、3kg未満の小型電気機器、感圧複写紙、ウエス、汚泥、その他汚染物
----------	---

（2）低濃度PCB廃棄物

環境大臣が認定する無害化処理施設及び都道府県知事等が許可する施設（以下「無害化処理施設等」という。）において低濃度PCB廃棄物を処理します。

第2 処理計画

保管事業者及び所有事業者（以下「保管事業者等」という。）の理解のもと、PCB廃棄物の計画的かつ効率的な処理を行うため、令和7年度は次のとおりとします。

（1）高濃度PCB廃棄物

各保管事業者等が個別にJESCOと協議のうえ処理しますが、事業終了準備期間（令和8年3月末）内に確実に処理を完了させるため、次の最終搬入期限等に処理を進めるものとします。

- ・ 契約締結期限：令和7年10月31日
- ・ 最終搬入期限：令和7年12月26日

(2) 低濃度PCB廃棄物

各保管事業者等が個別に無害化処理施設等設置事業者と協議のうえ処理します。

第3 適正処理を推進するための方策

PCB廃棄物の確実かつ適正な処理については、処理計画及び指導等方針に定めるもののほか、次のとおり取扱うものとします。

(1) 高濃度PCB廃棄物収集運搬中における緊急時連絡体制

収集運搬中の事故など緊急時における関係者への連絡については、「北海道PCB廃棄物処理事業の収集・運搬中における緊急時連絡体制（平成29年11月変更）」により行うものとします。

(2) PCB廃棄物処理に関する普及啓発の実施

処理施設における処理状況、環境モニタリング情報などを発信し、PCB廃棄物処理事業への理解を進めることとします。

(3) PCB廃棄物の処分期間中における確実な処理の推進

PCB廃棄物の確実な処理を推進するため、次の取組を行うこととします。

ア 最終搬入期限を踏まえ、未処理事業者に対して、関係機関と連携し、立入検査等を通じ、速やかに処理を完了させるよう指導するとともに、必要に応じ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第12条に基づく改善命令及び第13条に基づく代執行による処分等の措置を行うこととします。

イ 安定器の保管事業者等に対して、必要に応じ、分別等の適正な実施について指導することとします。

(4) 中小企業者等が保管する高濃度PCB廃棄物の処理の推進

中小企業者等の保管する高濃度PCB廃棄物の処理完了に向け、JESCO及び収集運搬業者との十分な連絡調整等を通じて、次の取組に対する協力をを行うこととします。

① 中小助成制度の活用、契約の加速化

② 収集運搬体制の円滑化の取組の実施

(5) その他

この他、PCB廃棄物の処理にあたって必要な事項については、広域協議会等において協議、調整して定めるものとします。